

平成27年度建設業経営基盤強化等補助金 新分野進出等事業化計画募集要領

平成27年7月
北海道建設部

道では、これまでの公共投資の縮減など厳しい経営環境にある道内の建設業者等が行う新分野への進出や企業間連携による建設市場での新たな事業の展開のほか、建設業等からの離職者が行う新分野への進出に要する経費の一部を補助する「建設業経営基盤強化等補助金」を実施します。

1 補助制度の概要

補助対象者	(1) 道内に主たる事務所を有する中小建設事業者等 (2) 道内に主たる事務所を有する建設業者等からの離職者が設立した中小企業者（平成27年度内に設立予定のものを含む） (3) 2社以上の建設業者等のほか建設業者等と異業種の事業者等で構成する企業連携体
補助対象経費	知事が認定した新分野進出等事業化計画（以下、「計画」という。）に基づいて行う新分野進出の検討及び準備のために行う事前調査、専門家の指導・助言、計画策定ならびに新分野進出又は新事業展開のために実施する新商品・新役務の研究開発、販路開拓、人材育成の取組に要する経費
補助率等	補助対象経費の1/2以内（限度額300万円） 予算の範囲内で定める額 ※平成20～23年度の建設業等経営革新補助金並びに平成24～26年度の建設業経営基盤強化等補助金の交付を受けた事業者は制約があります。

2 募集の対象

平成27年度中に実施する、新分野進出の検討及び準備のために行う事前調査、専門家の指導・助言、計画策定ならびに新分野進出又は新事業展開のために実施する新商品・新役務の研究開発、販路開拓、人材育成の取組であって、次のいずれかの区分に該当する計画を募集します。

区 分	定 義	件数 概ね 3件 程度
新分野進出の検討及び準備	下記に掲げる新分野進出の検討及び準備のために行う取組	
新分野進出	(1) 中小建設業者等が行う次のいずれかの取組 ア 建設業を営む者が行う日本標準産業分類において建設業以外の大分類の業種区分の事業への進出 イ 建設業を営む者が、公共工事以外の受注拡大を目的に行う、日本標準産業分類における建設業内の小分類を異にする業種区分の事業への進出 ウ 土木建築サービス業を営む者が行う日本標準産業分類において土木建築サービス業以外の業種区分の事業への進出 エ 建設業又は土木建築サービス業を営む者が行う、「国際分野」への進出に向けた取組 (2) 建設業者等の離職者が設立した中小企業者が行う次の取組 日本標準産業分類における建設業及び土木建築サービス業以外の業種区分の事業への進出 ※日本標準産業分類は、総務省統計局のホームページを参照 http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm	
新事業展開	次のいずれかに該当する企業間連携により、建設市場における新技術や新工法等の開発、新たなサービスの提供を行う取組 (1) 合併による合併新設会社又は合併存続会社 (2) 事業譲渡による譲受会社 (3) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定める中小企業団体 (4) 2社以上の建設業者等のほか建設業者等と異業種の事業者等で構成する企業連携体	

注 (1) 「新分野進出」に関する事業は次のとおり取り扱います。

ア 申請日現在で既に取り組んでいる事業分野であっても、更に新たな事業展開を図るために、新商品・新役務の研究開発、販路開拓、人材育成に取り組む場合には補助対象とします。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の規定に基づく規制の対象とされる事業に関する分野は補助対象外とします。

(2) 離職者は、平成25年4月1日以降の建設業者等から離職した者であって、平成26年4月1日以降に事業を開始した又は開始する予定である者に限ります。

(3) 「企業間連携」のうち、合併、事業譲渡及び中小企業団体の設立については、事実発生日が平成23年1月2日以降のものに限ります。

3 応募要件

応募を希望される方は、次の(1)又は(2)の要件を満たしていることが必要です。

(1) 中小建設業者等（建設業者又は土木建築サービス業者）であって、次の要件をすべて満たす者

ア 本道に主たる事務所を有している者

イ 直近の売上高において概ね50パーセント以上が建設業等の売上げである者

※次の①及び②の場合も一定の要件を満たしたものは対象となります。

また、建設業者等と異業種の事業者で構成する企業連携体では、建設業以外の者も対象となります。

① 応募要件を満たす会社（以下、「要件企業」という。）から分社化して設立された会社
が実施する場合

② 要件企業が複数で共同出資により設立した会社
が実施する場合

上記の要件は、次のとおりとします。

①の場合	要件企業が事業を継続しており、かつ、次のいずれかに該当するもの。 (1) 要件企業の出資比率が20パーセントを超えていること (2) 要件企業の資金以外に経営資源（人材（取締役の半数以上が要件企業からの出向者又は元要件企業の社員であること）、設備等有形無形固定資産（子会社にとって重要なもの）を活用していること
②の場合	上記①の要件を要件企業の合計で満たしていること

(2) 建設業者等からの離職者であって、次の要件をすべて満たす者

ア 平成25年4月1日以降に道内に主たる事務所を有する建設業者等から離職・退任した者であって、一般被保険者等であった者又は代表権を有しない役員であった者

イ 平成26年4月1日以降に道内に主たる事務所を設け建設業等以外の事業を開始した者
又は平成27年度内に道内に主たる事務所を設け建設業等以外の事業を開始する者

ウ 会社にあつては、建設業者等から離職・退任した者が出資し、かつ代表者となっている者

4 助成内容

(1) 補助対象経費

知事が認定した計画に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費（平成27年度内の経費に限ります。）。

対象となる経費	経費の例
○新分野進出の検討及び準備のために行う事前調査、専門家の指導・助言、計画策定に要する経費	・謝金、資料購入費、調査費、受講料、旅費等
○講師・指導員等招へい旅費及び謝金	
○試作品等の原材料及び副資材等の購入 ○構築物、機械装置及び工具器具類の借用、保守又は修繕等に要する経費	・ジャムを試作するための果実の購入 等 ※土地、建物の購入及び借用、構築物、機械装置及び工具器具等の購入、商品等の仕入れ経費は対象外です。
○マーケティング及び展示会等の開催等に要する	・市場調査費（試作品を配布して行うアンケート）

経費	<p>ート調査等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、チラシ作成費 ・商品展示会参加のための出展料、旅費、運搬費、ブース装飾経費 等 ・ホームページ制作費（受注機能は対象外） <p>※製品（商品）価格が表示されたパンフレット、チラシ等は対象外です。</p>
○外注加工等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品の部品や本体の製造・加工 等 <p>※試作品等を除く製品（商品）等の製造にかかる外注加工は対象外です。</p>
○検査・分析・調査等の外部委託に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品の成分や栄養分析 ・住民の嗜好調査の委託費 等
○技術・技能等の習得にかかる従業員の派遣旅費及び受講料等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の操作や製品の製造・加工技術を習得するために開発企業等で研修を受けるための旅費・受講料 等
○上記に掲げるもののほか、知事が必要かつ適当と認める経費	

※上記の経費は、いずれも既存事業部分と経理上明確に区分されるものに限ります。

※その他、以下のものは対象外です。

- ・役員報酬及び人件費（事業実施に際しての臨時雇用（短期のもの）にかかる経費は除く）
- ・光熱水費、通信費、消耗品費等の既存事業部門との区分が不明確な共通的経費
- ・食料費、接待費等の個人消費的経費
- ・フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金 等
- ・個別の商談に係る経費など直接的な営業経費
- ・消費税及び地方消費税相当分

(2) 補助率等

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、300万円を限度として、予算の範囲内で定める額とします。

5 募集期間

**平成27年7月24日（金）から
平成27年9月4日（金）まで（必着）**

6 応募方法

応募しようとする方は、別添の「建設業経営基盤強化等補助金『新分野進出等事業化計画書』記載要領」に従って作成した「新分野進出等事業化計画書」等の書類を主たる事務所の所在地（個人の場合は住所）を管轄する総合振興局又は振興局の建設指導課に提出してください。

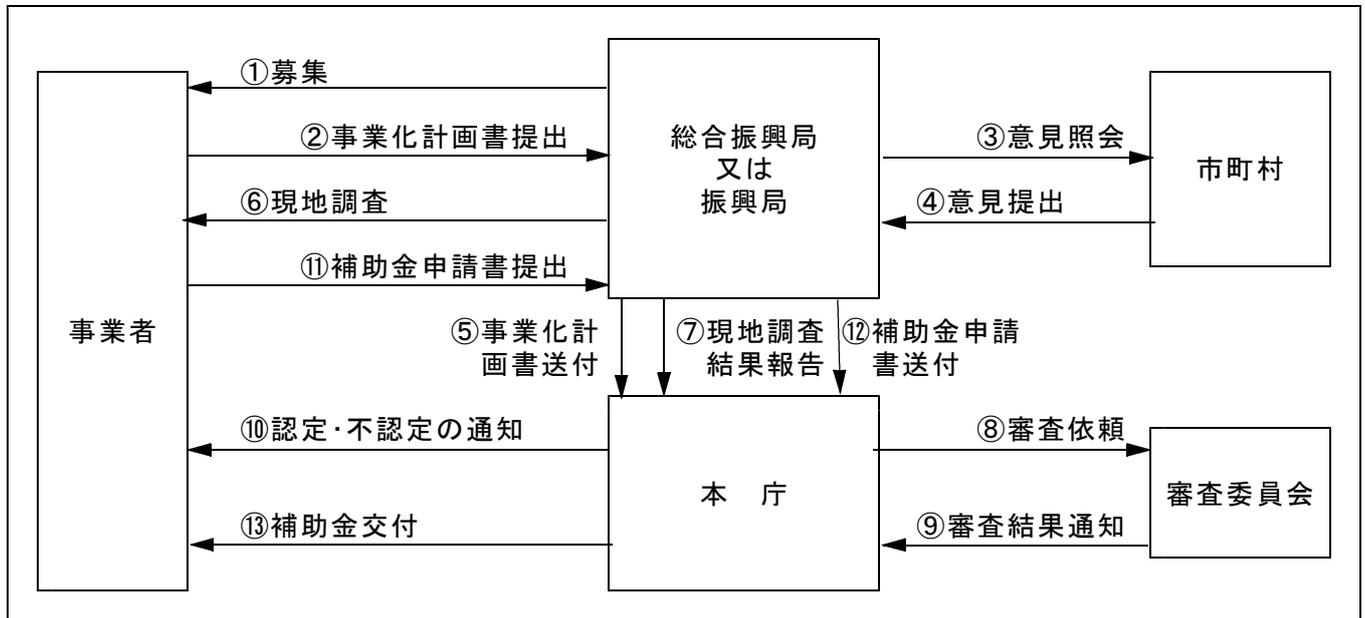
提出書類

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・新分野進出等事業化計画書 ・事業の内容を説明する資料（ビジネスプラン、企画書、設計書等の写し） ・事業実施のため特許、実用新案、意匠登録、プログラム著作権等を取得又は出願している場合はその書類の写し（出願番号又は登録番号及び技術の概要がわかる部分） ・会社概要
建設業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（全部事項証明書〔履歴事項証明書、閉鎖事項証明書〕） 個人事業主の場合にあっては市町村長の発行する営業証明書又は営業の事実が確認できる書類 ・決算書（直近3期分）又は青色申告書（直近3年分）の写し 個人事業主の場合にあっては所得税の確定申告書（直近3年分）の写し <p>※新会社が事業を実施する場合にあっては、建設業者等の提出書類に加え、新会社の登記</p>

事項証明書（全部事項証明書）及び決算書（直近3期分）の写し	
建設業等からの離職者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職票の写し 退任した役員の場合にあつては元の会社の登記事項証明書（全部事項証明書〔履歴事項証明書、閉鎖事項証明書〕） ・ 会社を設立した場合にあつては登記事項証明書（全部事項証明書）及び決算書（直近2期分）の写し 個人事業主（事業を開始予定の者を除く）の場合にあつては市町村長の営業証明書又は営業の事実が確認できる書類及び所得税の確定申告書（直近2期分）の写し
合併新設会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併契約書の写し ・ 登記事項証明書（全部事項証明書） ・ 決算書（直近2期分）
合併存続会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業譲渡に係る契約書の写し ・ 登記事項証明書（全部事項証明書） ・ 決算書（直近2期分）
中小企業団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（全部事項証明書） ・ 決算書（直近2期分）
2社以上の建設業者等のほか建設業者等と異業種の事業者等で構成する企業連携体	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業連携協定書（「建設業経営基盤強化等補助金の取扱いについて」別記第1号様式） ・ 構成企業それぞれの登記事項証明書（全部事項証明書） ・ 構成企業それぞれの決算書（直近3期分）

7 手続きの流れ

計画の認定～補助申請の手続きは次のとおりです。



8 審査及び認定

- ・ 提出された計画は外部委員で構成する審査委員会が審査します。
- ・ 審査委員会に先立ち、応募の内容について、道から市町村に意見照会を行うとともに、道から申請者に対して照会を行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 上記の審査のため、応募者に審査委員会（会場：札幌市）でプレゼンテーションをしていただきますが、その際の交通費等は応募者の負担となります。
- ・ 審査委員会の日程はあらためて連絡します。
- ・ 審査の結果は応募者に通知します。計画が認定された場合は、あらためて補助金の交付申請書を知事に提出していただき、内容を審査の上、補助金の交付を決定します。

※ 審査は、主に次の項目について実施します。

- I 事業内容の適切性
- II 地域への貢献度・波及効果
- III 連携、協働の適切性
- IV 事業の実現性
- V 成果活用の可能性

9 事業成果報告書の提出

補助事業の完了後3年間、計画の推進状況並びに補助事業の成果等について報告書を作成し、知事に提出しなければなりません。

10 成果の公表

本補助金は、道は必要と認める範囲内で、補助事業の内容を公表し活用することとなりますので、あらかじめご承知おきください。

11 提出先及び問い合わせ先

(1) 事業化計画等提出先及び問い合わせ先（各総合振興局等）

総合振興局等	電話番号	総合振興局等	電話番号
北海道空知総合振興局 札幌建設管理部建設指導課	0126-20-0066	北海道上川総合振興局 旭川建設管理部建設指導課	0166-46-5946
北海道石狩振興局 産業振興部建設指導課	011-204-5834	北海道留萌振興局 留萌建設管理部建設指導課	0164-42-8447
北海道後志総合振興局 小樽建設管理部建設指導課	0136-23-1372	北海道宗谷総合振興局 稚内建設管理部建設指導課	0162-33-2529
北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部建設指導課	0143-24-9593	北海道林-つ総合振興局 網走建設管理部建設指導課	0152-41-0641
北海道日高振興局 産業振興部建設指導課	0146-22-9291	北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部建設指導課	0155-27-8540
北海道渡島総合振興局 函館建設管理部建設指導課	0138-47-9465	北海道釧路総合振興局 釧路建設管理部建設指導課	0154-43-9191
北海道檜山振興局 産業振興部建設指導課	0139-52-6631	北海道根室振興局 産業振興部建設指導課	0153-24-5629

(2) 本庁所管部局

北海道建設部建設政策局建設管理課建設業サポートグループ 011-204-5810

※「新分野進出等事業化計画書」の様式は、各総合振興局等で配布しているほか、道のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/ksgs/index.htm>

※参考資料

- ・建設業経営基盤強化等補助金交付要綱
- ・建設業経営基盤強化等補助金の取扱いについて
- ・建設業経営基盤強化等補助金の手引き
- ・建設業経営基盤強化等補助金に係るQ & A